

参考資料 4

参 照 条 文

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一～二 （略）

三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 （略）

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 （略）

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かななければならない。

7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8 （略）

9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

○農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年 4 月 10 日政令第 195 号）（抜粋）

（組織）

第一条 農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員八人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 （略）
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 （略）
- 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
 - 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

○農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則（平成二十七年政令第百九十五号）（抜粋）

第二条 会議は、会長が招集する。

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

第十条 第二条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

○農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について
（平成 27 年 5 月 22 日決定）（抜粋）

第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。

名 称	所 掌 事 務
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所
林野部会	<u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u>
水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときは、この限りではない。